

|  |
| --- |
| 令和７年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内 |

**●　会計年度任用職員とは**

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内（※１）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※２）が様々適用されます。

|  |
| --- |
| ※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。 |

**●　会計年度任用職員の募集**

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集****～国保年金課窓口における苦情及び相談業務対応等に従事する職員～****１　応募受付期間・時間**1. 期間　 令和７年５月１日（月）～令和７年５月１４日（水）
2. 時間　　午前９時００分～午後５時３０分
3. 備考　　土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

**２　応募条件**次の⑴～⑵の条件の全てを満たす方1. 警察官として15年以上従事した経験がある人
2. 地方公務員法第16条各号に掲げる者（欠格条項：下記参照）に該当しないこと。

|  |
| --- |
| ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

**３　応募方法**　　応募受付期間（時間）内に、尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書を国保年金課「え」の窓口（尼崎市役所本庁南館１階）まで直接ご持参ください（郵送等での受付は行いません。）。　　なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。　　※　合格者には、上記２（1）の条件を満たしていることを証明する書類（在籍証明書等）を後日提出していただきます。**４　採用予定日**　　令和７年６月１日**５　採用予定人数**１名**６　勤務条件**1. 任期

　　　令和７年６月１日～令和８年３月３１日⑵　条件付採用期間　　　採用日から１か月間（勤務日数が少ないときなどは１か月を超える場合あり）⑶　勤務場所　　　尼崎市役所本庁舎（尼崎市東七松町１丁目２３番１号）⑷　職務内容　　ア　国保年金課窓口における苦情及び相談業務対応　　イ　事務補助業務　　ウ　その他所属長が必要と認める業務⑸　勤務時間ア　始業時刻　　午前９時００分　　イ　終業時刻　　午後５時３０分　　ウ　休憩時間　　正午から午後１時まで　　エ　勤務を要しない日等　　　(ア)　日曜日及び土曜日(イ)　月曜日から金曜日までのうち１日　　　(ウ)　国民の祝日に関する法律に規定する休日　　　(エ)　年末年始（１２月２９日から翌年１月３日までの日）　　オ　その他　　公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり。⑹　休暇等年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり⑺　給与等　　ア　報酬月額　　２４０，９２０円（地域手当に相当する報酬を含む）　　イ　通勤手当　　自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２㎞以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場合は、支給が　あります。　　ウ　賞　　与　　期末手当及び勤勉手当を１２月に支給（予定）　　　　　　　　　　※更新があれば、次年度以降は６月と１２月に支給予定　　　　　　　　　　※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。⑻　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険　　　適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）　⑼　公務上の災害又は通勤による災害に対する補償　　　労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり　⑽　勤務場所における受動喫煙防止措置の状況敷地内禁煙⑾　その他勤務条件については、市条例その他の勤務に関する規程等が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。**７　採用試験**1. 試験日時　　令和７年５月１５日頃から順次（詳細については、応募者に個別に

電話等で通知します。）1. 試験場所　　応募者に個別に通知します。
2. 持参品　　筆記用具（メモをとるためのもの）
3. 試験内容　　面接試験
4. 結果発表　　令和７年５月中旬以降に郵送により通知します。

**８　留意事項**⑴　受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。⑵　応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。⑶　応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。**９　問い合わせ先（応募受付先）**　　尼崎市保健局　健康増進担当　国保年金課　収納管理担当・収納推進担当　　　〒660-8501　尼崎市東七松町１丁目２３番１号　尼崎市役所本庁南館１階　　　電話：０６－６４８９－６４３４、ＦＡＸ：０６－６４８９－４８１１ |

|  |
| --- |
| ※　上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集） |